

## 「朝倉3ダムに係る暴力的不当要求行為等排除連絡会」の発足にあたって

水資源機構は、平成20年7月1日に倫理行動指針を制定し、同指針において反社会的勢力等への対応は、「市民社会に脅威を与える反社会的勢力及び団体等には、毅然として対応する。」としています。

また、平成22年4月1日には福岡県暴力団排除条例が制定され、福岡県下では暴力団排除に向けた様々な取り組みがなされています。

水資源機構朝倉総合事業所（小石原川ダム建設・寺内ダム管理）、同両筑平野用水総合事業所（江川ダム改修、管理）、いわゆる朝倉3ダムでは、福岡県朝倉警察署との綿密な連携を構築し情報を共有することで、あらゆる暴力的不当要求行為等を排除し、事業の円滑な推進と地域の安全を確保するために「朝倉3ダムに係る暴力的不当要求行為等排除連絡会」を設立しました。

なお、水資源機構は、市民社会に脅威を与える反社会的勢力及び団体等には、毅然として対応してまいります。

平成22年10月5日

（朝倉3ダムに係る暴力的不当要求行為等排除連絡会会長）

独立行政法人 水資源機構

朝倉総合事業所長 薬師寺 公文



※写真向かって左から

朝倉総合事業所長

朝倉警察署長

両筑平野用水総合事業所長

10月5日 朝倉警察署で行われた同連絡会発会式